

平成27年度

第1回水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 平成27年7月1日(水)
午後1時30分～
場 所 水戸市城東市民センター
1階 学習室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 平成26年度利用状況について
- (2) 平成27年度城東市民センターの運営方針等について
- (3) 平成27年度事業計画について
- (4) 平成27年度定期講座募集状況について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市城東市民センター運営審議会委員

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	住 所
	委員の氏名			
1	なかじま ひろとも	市民活動団体	水戸市城東地区 自治団体連合会会長	
	中島 弘友			
2	いさか てるお	市民活動団体	水戸市社会福祉協議会 城東支部支部長	
	井坂 照夫			
3	いそざき たかこ	市民活動団体	水戸市城東地区 高齢者クラブ連合会会長	
	磯崎 孝子			
4	せきやま ふみこ	市民活動団体	城東女性会会長	
	関山 ふみ子			
5	いわほり としゆき	市民活動団体	城東学区育成部会副会長	
	岩堀 敏行			
6	こばやし やすし	学校教育関係者	水戸市立城東小学校校長	
	小林 靖			

(1)平成26年度市民センター利用状況について

団体別利用状況(館外事業含む)

平成26年4月～平成27年3月

区分 月	市民センター (館外事業含む)		社教		市		県		その他 (図書利用人数のみ含む)		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	1	16	27	588	5	95	0	0	101	1,637	134	2,336
5	49	768	20	439	10	208	0	0	57	725	136	2,140
6	54	932	22	437	7	120	0	0	64	811	147	2,300
7	50	729	15	228	6	116	0	0	71	937	142	2,010
8	18	464	10	147	5	66	0	0	62	937	95	1,411
9	52	897	18	380	6	153	0	0	59	885	135	2,315
10	49	2,611	21	414	14	583	0	0	62	1,019	146	4,627
11	52	743	39	591	7	115	0	0	56	789	154	2,238
12	52	765	29	656	9	687	0	0	52	801	142	2,909
1	53	723	25	559	5	89	0	0	60	1,020	143	2,391
2	54	1,415	14	218	4	66	0	0	47	583	119	2,282
3	38	518	17	253	4	63	0	0	46	636	105	1,470
合計	522	10,581	257	4,910	82	2,361	0	0	737	10,780	1,598	28,429

前年度	567	12,464	201	3,472	85	1,889	1	10	706	9,879	1,561	27,714
-----	-----	--------	-----	-------	----	-------	---	----	-----	-------	-------	--------

部屋別利用状況 (図書利用含まない)

平成26年4月～平成27年3月

月	集会室		学習室		和室		調理室		館外		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	61	1,186	55	840	14	223	4	57	0	0	134	2,306
5	60	1,013	57	779	16	196	2	36	1	97	136	2,121
6	67	1,085	58	721	17	190	2	37	3	249	147	2,282
7	68	1,058	45	482	24	283	4	75	1	94	142	1,992
8	53	858	26	353	15	166	1	20	0	0	95	1,397
9	62	1,262	52	592	15	177	3	39	3	230	135	2,300
10	59	1,219	56	936	21	304	9	150	1	2,000	146	4,609
11	67	1,113	60	673	20	240	3	64	4	138	154	2,228
12	60	1,681	52	654	25	416	5	139	0	0	142	2,890
1	63	1,309	57	735	19	238	3	38	1	48	143	2,368
2	43	1,197	49	613	20	247	6	119	1	80	119	2,256
3	44	750	41	455	16	183	4	61	0	0	105	1,449
合計	707	13,731	608	7,833	222	2,863	46	835	15	2,936	1,598	28,198

前年度	550	9,910	511	6,485	185	2,294	36	541	16	3,975	1,298	23,205
-----	-----	-------	-----	-------	-----	-------	----	-----	----	-------	-------	--------

図書利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年度
利用人数	30	19	18	18	14	15	18	10	19	23	26	21	231	305
利用冊数	72	71	44	43	36	45	47	26	60	74	67	92	677	909

平成26年度 市民センター利用状況

平成26年4月～平成27年3月

	施設名		合計
1	三の丸	館内件数	330
		館内人数	2,947
		館外件数	71
		館外人数	4,532
2	五軒 (3階まで)	館内件数	641
		館内人数	8,189
		館外件数	57
		館外人数	8,217
3	新荘	館内件数	2,233
		館内人数	32,070
		館外件数	5
		館外人数	1,078
4	城東	館内件数	1,583
		館内人数	25,493
		館外件数	15
		館外人数	2,936
5	竹隈	館内件数	1,839
		館内人数	28,109
		館外件数	37
		館外人数	2,117
6	常磐	館内件数	2,140
		館内人数	33,726
		館外件数	59
		館外人数	2,903
7	緑岡	館内件数	785
		館内人数	10,751
		館外件数	155
		館外人数	7,663
8	寿	館内件数	1,120
		館内人数	18,490
		館外件数	9
		館外人数	4,468
9	上大野	館内件数	340
		館内人数	4,446
		館外件数	37
		館外人数	3,586
10	柳河	館内件数	1,171
		館内人数	15,154
		館外件数	123
		館外人数	4,235
11	渡里	館内件数	1,029
		館内人数	18,337
		館外件数	22
		館外人数	6,423
12	吉田	館内件数	1,655
		館内人数	26,392
		館外件数	13
		館外人数	1,806

	施設名		合計
13	酒門	館内件数	1,100
		館内人数	15,256
		館外件数	83
		館外人数	8,048
14	石川	館内件数	2,201
		館内人数	34,813
		館外件数	26
		館外人数	2,608
15	飯富	館内件数	584
		館内人数	7,587
		館外件数	9
		館外人数	1,247
16	国田	館内件数	767
		館内人数	9,227
		館外件数	7
		館外人数	1,264
17	桜川	館内件数	2,398
		館内人数	36,691
		館外件数	57
		館外人数	3,928
18	上中妻	館内件数	1,544
		館内人数	18,131
		館外件数	11
		館外人数	2,624
19	山根	館内件数	789
		館内人数	10,703
		館外件数	11
		館外人数	882
20	見川	館内件数	1,173
		館内人数	21,282
		館外件数	13
		館外人数	5,496
21	千波	館内件数	1,465
		館内人数	22,193
		館外件数	10
		館外人数	5,255
22	見和	館内件数	1,307
		館内人数	24,590
		館外件数	59
		館外人数	8,740
23	双葉台	館内件数	2,168
		館内人数	37,632
		館外件数	26
		館外人数	1,790
24	笠原	館内件数	1,451
		館内人数	20,176
		館外件数	8
		館外人数	3,937

	施設名		合計
25	赤塚	館内件数	1,515
		館内人数	17,332
		館外件数	59
		館外人数	3,582
26	吉沢	館内件数	1,051
		館内人数	15,939
		館外件数	27
		館外人数	386
27	堀原	館内件数	1,933
		館内人数	31,658
		館外件数	14
		館外人数	7,457
28	下大野	館内件数	728
		館内人数	11,914
		館外件数	-
		館外人数	-
29	稲荷第一	館内件数	129
		館内人数	1,012
		館外件数	10
		館外人数	1,335
30	稲荷第二	館内件数	1,316
		館内人数	17,486
		館外件数	6
		館外人数	1,062
31	大場	館内件数	1,051
		館内人数	13,422
		館外件数	8
		館外人数	1,328
全センター 合計		館内件数	39,536
		館内人数	591,148
		館外件数	1,047
		館外人数	110,933

(2) 平成27年度 水戸市城東市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

水戸市城東市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

第1 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプランに基づく自主的な活動を推進し、地域力の一層の進展に努める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみでの課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

(2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、城東地区で発行している広報紙等を活用するほか、さらなる情報発信の強化に向け、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び水戸市城東地区自治団体連合会においてホームページの開設等を進める。

3 水戸市城東市民センターの機能充実

水戸市城東市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

第2 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である水戸市城東市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、水戸市城東市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

(3) 家庭教育学級（ふれあい学級）の開催

家庭は、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子供の心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、水戸市立城東小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 地域資源の活用推進

城東地区の歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に

恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の創出

水戸市城東市民センターで開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。水戸市城東市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

水戸市城東市民センターの講座や事業に参加した市民が、日常生活の中で学習の成果をどのように活かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

水戸市城東市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、水戸市城東市民センター運営審議会による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

水戸市城東市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分に発揮する。

(1) 次代を担う子供たちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子供たちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子供たちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子供たちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 平成27年度事業計画について

事業計画

月	事業名	月	事業名
4	定期講座募集受付	9	定期講座 第3回女性学級 第3回福寿学級 敬老会
5	定期講座開講(27クラブ) 『コーラス・器楽合奏・木目込み人形・ さわやかリズム体操・菓子づくり・ 楽しい童謡・卓球A・卓球B・ ペン習字すずらん・陶芸・囲碁・ 筆ペン習字・フォークダンス・ 社交ダンス・レクリエーション体操・ 手編み・俳句・料理・園芸・歌謡・ 健康気功・絵てがみ・民謡・ バードカービング・生花・書道・絵画』 各種団体総会 城東地区お父さんソフトボール大会 第33回高齢者スポーツ大会 城東の史跡をめぐる歩く会	10	定期講座 第4回福寿学級 第2回ふれあい学級 市民運動会 高連福祉大会
		11	定期講座 第4回女性学級 第5回福寿学級 歩く会 ソフトバレーボール大会
		12	定期講座 第3回ふれあい学級 文化展実行委員会
6	定期講座 第1回女性学級 第1回福寿学級 第1回ふれあい学級 第5回グラウンドゴルフ大会 子ども体験学習(ともだちつくろう)	1	定期講座 第5回女性学級 第4回ふれあい学級 城東地区賀詞交歓会 水戸郷土かるた大会城東学区大会 福祉講演会
7	定期講座 第2回女性学級 第2回福寿学級 ふるさと少年教室(水府流水術体験学習会) 第1回運営審議会	2	定期講座 第36回城東文化展
8	夏休み子ども体験教室	3	定期講座 第2回運営審議会

(4) 平成27年度定期講座募集状況について

講座名	募集人数	応募人数	26年度 会員数	27年度 会員数	講座名	募集人数	応募人数	26年度 会員数	27年度 会員数
コーラス	10	0	22	18	俳句	1	0	18	19
器楽合奏	5	0	4	4	料理	3	3	23	25
さわやかリズム体操	20	5	12	16	園芸	3	0	26	24
木目込み人形	5	0	7	8	歌謡	10	2	38	31
菓子づくり	2	2	18	20	健康気功	10	0	11	9
楽しい童謡	10	4	34	32	フラダンス			5	
卓球B	3	3	22	23	絵てがみ	5	1	16	17
ペン習字すずらん	5	1	15	13	民謡	10	1	28	27
陶芸	5	1	6	6	バードカービング	5	1	6	7
囲碁	5	2	18	25	卓球A	2	2	19	20
筆ペン習字	3	0	8	7	生花	5	0	11	10
フォークダンス	10	0	11	10	書道	5	0	12	9
社交ダンス	4	2	11	13	絵画	3	1	21	20
レクリエーション体操	3	3	28	31					
手編み	5	0	10	9	計28クラブ	157	34	460	453

平成27年6月20日現在

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1765番地の3
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4

水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目250番地の4
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市薪原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1